

## 東日本大震災により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます

東日本大震災により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、被害を受けられたお客さまのご契約につきまして以下の取り扱いを実施いたします。これらのお取り扱いに関する詳細については、弊社までお問い合わせください。

### 1. 保険料払込猶予期間の延長・保険金支払いの簡易迅速取扱い・契約者貸付の簡易迅速取扱いについて

項目	内容
1. 保険料払込猶予期間の延長	被害を受けられたことにより保険料のお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みについて猶予する期間の延長（最長2011年12月末まで）を実施しております。 ※受付は、2011年9月30日で終了しております。
2. 保険金支払いの簡易迅速取扱い	必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをいたします。
3. 契約者貸付の簡易迅速取扱い	

(注)【猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱いについて】

猶予した保険料につきましては、2011年12月末までにお払い込みいただく必要がございますが、保険料のお払い込みが困難な場合は、2012年10月末まで払い込み猶予期間を延長する取扱いも合わせて実施いたします。

### 2. 保険金・給付金等のお支払いについて

#### (1) 普通死亡保障について

・地震はお支払い対象外の事由としておりませんので、死亡保険金を全額お支払いいたします。

#### (2) 医療保険、災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約について

・約款上に、地震等による場合は災害死亡保険金・災害入院給付金等を削減したり、支払わないことがあると規定していますが、今回はこれを適用せず、災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

#### (3) 保険料の払込免除について

・約款上に、地震等による場合は保険料の払込を免除しないことがあると規定していますが、今回はこれを適用せず、被保険者さまが約款に定められた身体障害の状態に該当した場合には、保険料のお払い込みを免除いたします。

### 3. 新規の契約者貸付への特別金利の適用（利息の減免）について

(1) 対象のご契約者 : 災害救助法適用地域で被災されたご契約者

(2) 金利 : 年 1.5%（現在は2.0%～3.75%。保険種類・ご契約日により異なります）

(3) 貸付金額の上限 : 一契約あたり、原則100万円まで。ただし、解約返戻金一定割合以内

(4) 上記金利適用期間 : 2011年12月31日まで

※受付は、2011年6月30日で終了しております。

### 4. 契約の失効に関する特別措置について

災害救助法適用地域(※)のご契約について、保険料のお払い込みがなく失効となる場合は、お申し出がなくとも保険料のお払い込みについて猶予する期間を自動的に延長（最長2011年12月末まで）し、ご契約を有効に継続させていただきお取扱いを実施しております。

※東京都およびその他の一部地域を除く。

(注) 【猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱いについて】

猶予した保険料につきましては、2011年12月末までにお払い込みいただく必要がございますが、保険料のお払い込みが困難な場合は、2012年10月末まで払い込み猶予期間を延長する取扱いも合わせて実施いたします。

#### 5. 入院給付金のご請求のお取扱いについて

東日本大震災の被災地の状況を踏まえ、入院給付金のご請求に関して、以下のお取扱いをいたします。

- (1) 東日本大震災によりケガをされ入院が必要となったものの、病院、被災地等の事情により一定期間経過後に入院された場合、お申出または医師の証明書等をご提出いただくことによりケガをした日から入院されたものとして、入院給付金をお支払いいたします。
- (2) 入院の開始時期および理由に関わらず、東日本大震災を原因とする病院の事情により入院が開始できず、または退院を余儀なくされ、自宅・避難所等で医師の治療を受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間入院をされたものとして、入院給付金をお支払いいたします。

お客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

0120-324-386

受付時間：月～金 9時～18時、土 9時～17時

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

以上